令和８年（フ）第１５４号
埼玉県春日部市西宝珠花343番地１
債務者　塚目　龍也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　真名
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６９４号
名古屋市緑区鳴海町字三皿32番地の２　シャトル三皿405号、従前の住所名古屋市天白区野並３丁目86番地
債務者　前川　武弘
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８６号
北海道北見市本町３丁目３番19―106号
債務者　三谷　則夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１５８４号
埼玉県鴻巣市宮前405番地１　レジデンス宮前　102
債務者　長島　良子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６６号
埼玉県鴻巣市吹上富士見１丁目13番12号
債務者　長島　隆広
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８０号
埼玉県和光市本町９番21号　グランデ中通り105
債務者　谷口　友馬
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０１号
埼玉県川口市並木２丁目15番７―805号　エル・グランジュテ西川口
債務者　須之内麻美
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０４号
埼玉県新座市畑中三丁目８番９号　レオネクスト　プレジャーライフ101号室
債務者　菅間　明枝（旧姓丸山）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２４号
埼玉県上尾市大字原市4357番地22
債務者　渡邉　順之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３４号
さいたま市岩槻区加倉５丁目13番３号　アーバンコーポ岩槻105
債務者　生野　里佳
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８４３号
埼玉県川口市本町３丁目２番７―1109号
債務者　三ツ橋美沙
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８５９号
埼玉県戸田市大字新曽1191番地の８　むつみ荘203号室
債務者　武井　優香
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７２１号
埼玉県越谷市大字弥十郎188番地５
債務者　稲垣ゆうこ
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目８番地１
債務者　家子　貴幸
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３７４号
埼玉県東松山市山崎町８番地20　ノースブリッサⅡ203
債務者　小坂　鈴夏
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０５号
千葉県東金市東上宿15番地11　桜コーポ102
債務者　野表　　孝
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
新潟県長岡市柏町１丁目５番41号　コスモハイツⅡ303号室、前住所新潟県長岡市日赤町１丁目７番15―603号　グランペール日赤603号室
債務者　佐藤　清隆
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係